**申　入　書**

東京都教育委員会

教育委員長　木村　　孟　　殿

教育長 　　比留間　英人　殿

＜申し入れの趣旨＞

１．東京都教育委員会は、本会の本年１月２８日付「申入書」の「６　卒業式、入学式で10．23通達に基づく新たな懲戒処分を行わないこと」との申し入れに対して「卒業式等の式典において国歌斉唱時の起立斉唱を教員に求めた校長の職務命令が合憲であることは、最高裁判決で繰り返し認められているところであり、職務命令達反があった場合には厳正に対処します。（所管：人事部職員課）」と回答し（2月21日付）、今次卒業式・入学式でも新たな懲戒処分を行う姿勢を示しています。

また同「申入書」の「７　同通達に係わり懲戒処分を受けた教職員に対する『服務事故再発防止研修』を行わないこと」との申し入れに対する回答（同日付）では、「懲戒処分の原因となった服務事故の再発を防止するため、関係規定に基づき、懲戒処分を受けた者に対し、服務事故再発防止研修を実施します。（所管：人事部職員課）」とし、卒業式・入学式の被処分者に対する再発防止研修を強行しようとしています。

２．１０・２３通達とそれに基づく職務命令違反を理由とした処分は、起立斉唱行為が、「思想及び良心の自由」の「間接的制約」であることを認めた最高裁判決（都教委は「職務命令が合憲であることは、最高裁判決で繰り返し認められている」と回答で述べているが最高裁判決では、「合憲」なる言葉は用いられていない）、教育環境の悪化を危惧して、「教育の現場において…自由で闊達な教育が実施されていくことが切に望まれるところであり、全ての関係者によってそのための具体的な方策と努力が真摯かつ速やかに尽くされていく必要がある」という最高裁判決の補足意見（櫻井龍子裁判官　2012年1月16日最高裁判決）、「謙抑的な対応が教育現場における状況の改善に資するものというべき」と述べ、教育行政による硬直的な処分に対して反省と改善を求めている補足意見（2013年9月6日最高裁判決　鬼丸かおる裁判官）などをないがしろにするものです。

３．昨年の卒業式、入学式で都教委は、「戒告では秩序の維持が困難」（朝日新聞 2013年3月30日）として１名（特別支援学校教員）に減給10分の1・1月の懲戒処分を発令しました。

　これは、「戒告を超えてより重い減給以上の処分を選択することについては，本件事案の性質等を踏まえた慎重な考慮が必要」「処分が重きに失し、社会観念上著しく妥当を欠き、懲戒権者の裁量権の範囲を超え、違法」として合計32件・25名の減給以上の処分を取り消し都教委による従来の累積加重処分に歯止めをかけた最高裁判決（2012年1月及び2013年9月）の趣旨に反するものです。

４．卒業式・入学式の被処分者に対する「服務事故再発防止研修」は、2012年度より質量ともに強化され、「繰り返し同一内容の研修を受けさせ、自己の非を認めさせようとするなど、公務員個人の内心の自由に踏み込み、著しい精神的苦痛を与える程度に至るものであれば、そのような研修や研修命令は合理的に許容される範囲を超えるものとして違憲違法の問題を生じる可能性があるといわなければならない」（東京地裁民事１９部決定　2004年7月23日）に反しています。

５．舛添要一東京都知事は、定例記者会見（2月27日）で記者の質問に答えて、（処分について）「最高裁の判決に従うのは当然」と述べていますが、都教委は上記のように、最高裁判決を曲解しています。更に、舛添知事は、１０・２３通達について言及して「どうするか・・・検討課題で時間をいただきたい」と述べています。今こそ１０・２３通達を見直し撤回すべきです。（なお、この記者会見での同知事の「国旗国歌法」に関する発言を見ると同法には尊重義務規定がないのをご存じないようです。）

６．石原慎太郎元都知事は、雑誌「文学界」（本年３月号）で「僕、国歌歌わないもん。国歌を歌うときはね、僕は自分の文句で歌うんです。『わがひのもとは』って歌うの」と発言しています。都教委は、１０・２３通達により「君が代」を強制し、最高裁によって違法と断罪された処分を乱発してきました。当時の知事で最高責任者であった石原氏が、一片の反省もなくこのような発言をすることは、現場の教職員のみならず卒業式・入学式等に出席する生徒・保護者をも何重にも愚弄するものであり、許されるものではありません。このような発言をする知事の下で出された１０・２３通達を見直し撤回することを求めます。

以上の趣旨から、以下の諸点を申し入れます。

＜申し入れ事項＞

１　３月２７日に予定されている第５回東京都教育委員会定例会で卒業式に係わり10.23通達に基づく新たな懲戒処分を決定しないこと。

２　卒業式で処分を受けた教職員を対象とした「服務事故再発防止研修」を行わないこと。

３　最高裁判決に反して減給処分を行わないこと。

４　「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱について」（平成24年１月24日）の都教委の「議決」を撤回すること。

５　定例記者会見での舛添都知事の発言を受け、都教委は最高裁判決およびその精神を真摯に受け止め、これ以上の混乱を教育現場に持ち込ませないために、１０・２３通達について検討し、見直し、撤回すること。同時に、処分を取り消された方々に対し、速やかに謝罪し、名誉回復を行うこと。

６　１０・２３通達発出当時の都知事である石原慎太郎氏の発言についての見解を明らかにし、同通達を見直し、撤回すること。

７　卒業式被処分者対象の再発防止研修予定日の前に、都教育庁関係部署（人事部職員課、指導部指導企画課、指導部高校教育指導課、教職員研修センター研修センター研修部教育経営課など）の責任ある職員と該当者及び被処分者の会・同弁護団との話し合いの場を設定すること。

２０１４年３月２０日

「日の丸・君が代」不当処分撤回を求める被処分者の会・東京「君が代」裁判原告団

＜連絡先＞　同会・同原告団事務局長　近藤　徹

＜回答期限＞　２０１４年３月２６日（水）。上記近藤まで文書（ＦＡＸ）で回答すること。